



暮らしとお金のアドバイザー

Livelihood ライブリフッドプランニング Planning

Personal life design and financial planning --- for you and your family

〒616-8106 京都府京都市右京区太秦森ヶ西町1-8-2-406 ライブリフッドプランニング 代表 竹本隆之 <http://www.livelihood.jp>

年金ってどう?

定年3年前から始める

心の準備

(その2)

年金だけじゃない
健康保険と税金も

年金いくら貰えるか。

国民年金は加入期間に比例。厚生・共済年金は払い込んだ保険料に比例。簡単に言うところなりませぬ。基礎知識として、厚生・共済年金も、基礎年金(国民年金に相当)部分があるというのを覚えておきましょう。

年金は請求しなきゃ

貰えませぬ

たまに、「年金が貰えるのは誕生日以降ですか、年度替わりの時ですか?」なんて質問を受けたりしますが、年金は自動的に貰ってきます。受給資格が出来た後、「裁定請求」というものをして、それが認められればその後の偶数月に、年金を受け取る人が指定した口座に振り込まれるというようになっています。裁定請求から裁定

されるまでの期間は、人によりこととなります。(裁定までに時間がかかってもその分をもらい損ねると言うことはありません。)受給資格が出来ればまず手続きすることが大切です。

年金、まず、いつから・いくら?

を把握する。

厚生年金なら受給年齢が近づくと社会保険庁から年金加入記録と年金見込額の案内がきます。(現在五十八歳、順次案内年齢を早める予定です。)

公務員の場合は、各共済組合に聞いてください。

額だけでなく、加入記録もよく確認しましょう。記録もれがときどきあるようです。転職・転職が多かった人は要注意です。今後大きな問題となると思います。「ずっと国民年金払ってましたよ」「じゃ、領収書見せてください」「二十年前の領収書なんてありま

せんよ」こんな記事が新聞に出ていました。)

さて、年金支給の基本は六十五歳です。ただし、厚生年金の支給開始が昔は六十歳でしたので、現在それを順次、年齢の引き上げを行っているところなんです。図を見てください。誕生日により異なっ

ています。女性は男性の五歳遅れになっています。

注意は一口に厚生年金といっても、厚生年金部分(報酬比例部分)と基礎年金部分(国民年金部分)があることで、そして、すべての年齢で両方しっかり貰えるのは六十五歳以降ということなんです。

支給年齢を段階的に引き上げ中。

きちんともらえるのは65歳から

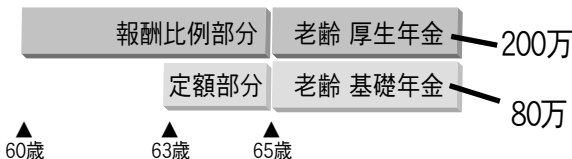
例えば

男性

女性

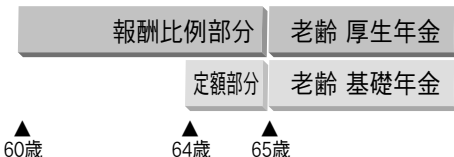
昭和20年4月2日
~昭和22年4月1日
生まれ

昭和25年4月2日
~昭和27年4月1日
生まれ



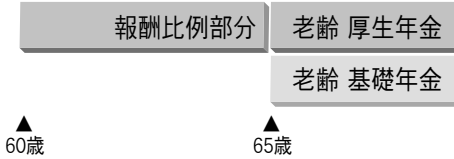
昭和22年4月2日
~昭和24年4月1日
生まれ

昭和27年4月2日
~昭和29年4月1日
生まれ



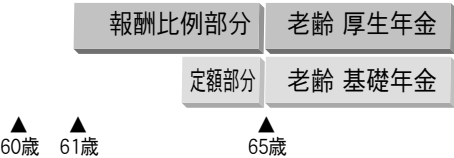
昭和24年4月2日
~昭和28年4月1日
生まれ

昭和29年4月2日
~昭和33年4月1日
生まれ



昭和28年4月2日
~昭和30年4月1日
生まれ

昭和33年4月2日
~昭和35年4月1日
生まれ



皆様にお役立て
戴くための宣伝用
情報誌です。

平均的な支給額は？

左図に平均的な年金の支給額をグラフにしました。五十万以下の方から三百五十万以上の人まで様々ですが、ずっと会社員・公務員を続けてこられた方は左側の金額の大きい方になります。大
四十年間ずっと会社員だと大

体二百四十万円で、役職付きが長かった方はもう少し上の方になるはずで

世帯で考える。

夫婦それぞれの年金は？

奥さんも支給開始年齢になれば年金が貰えます。これを忘れてはいけません。

ただ、専業主婦を続けてこられた場合は国民年金のみで、かつ、未加入期間が長いとあまり貰えないという人が多いです。年金は二十五年以上の期間を加入していなければ一円たりとも支給されません。また二十五年以上の加入期間があっても、本来四十年間(二十歳(六十歳)の加入ですから、期間が短ければ支給額は少なくなります。

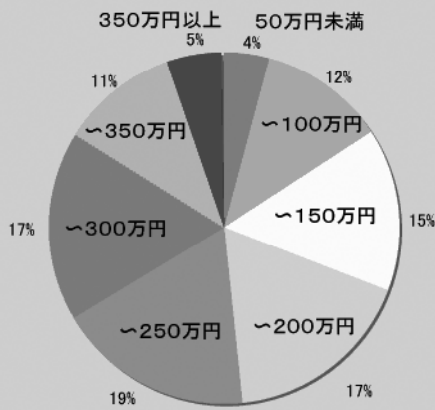
こういう方は六十歳以降も任意加入して年金額を増やすという制度もあります。

年金支給額の平均値

【男性】			
厚生・共済年金	あり	206万円	
"	なし	65万円	
【女性】			
厚生・共済年金	あり	115万円	
"	なし	55万円	

厚生統計「年金制度基礎調査」
平成17年「老齢年金受給者実態調査」

厚生年金・共済年金あり男性の年金支給額分布



ライフプランで大切なこと

収入⇨年金額の把握
支出⇨生活費・「税金・健保」の額

給料を貰っている間は税金や社会保険は天引きで払っていますので、あまり意識していない人が多くと思います。普段税金といえば春にやってくる「自動車税」「固定資産税」でしょうか。定年後はこれに加えて、「健康保険」と「住民税」がどかどかやってきます。左にAさん夫妻(六十五歳二人世帯)の場合を計算しました。ちなみに、健康保険は国保で計算しましたが、これは各自治体でかわってきます。

【モデルケース】

Aさん夫婦 (共に65歳)
年金 320万円 (夫のみ)
の場合

- 所得税 4.7万円、
- 住民税 9.7万円、
- 健康保険 約 19万円

→ 年金収入の約1割

固定資産税に注意!

これ以外に来る税金がありません。固定資産税です。都会と田舎

では土地価格そのものが大きく違うので一概には言えませんが、固定資産税額を年間300万とすると十年間では3000万になります。二十年間では6000万円。

年金から三十万の固定資産税を払うのは結構厳しいと思います。だって切りつめられない費用ですから。そして、地価があげれば税額も増える。

健康保険や所得税は収入に応じた計算式ですが、固定資産税は個人の収入には全く関係ありません。これが老後資金準備の盲点となるのです。

医療・保険など健康関係の支出が必ず増えてくるのが老後です。固定資産税分は年金以外から賄えるようにしっかりと確保して安全に運用する。例えば十年年分は定期預金で、その後十年年分は国債で、なんて言うようにね。

旦那さんの払っていた固定資産税。それが旦那さんが亡くなって、世帯の年金は減っているのに、追い打ちをかけるように、固定資産税の支払い通知書がきてそのとき初めて額を知って、「あーこりや大変」

こうならないようにしましょう。

貴方のライフプランと損をしない
資金計画作りの
ご相談は ライフリフッドプランニングへ